

「アメリカ合衆国産さくらんぼ生果実に関する植物検疫実施細則」(昭和53年5月2日付け53農蚕第3029号農蚕園芸局長通達)一部改正
新旧対照表

改 正 後	現 行
植物防疫法施行規則別表1の付表第19のアメリカ合衆国産のガーネット種、ツラーレ種、バン種、ピング種、ブルックス種、ランバート種及びレーニア種のさくらんぼ生果実に係る植物検疫の実施については、平成4年5月6日農林水産省告示第518号(以下「告示」という。)で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。	植物防疫法施行規則別表1の4の項のアメリカ合衆国産のガーネット種、ツラーレ種、バン種、ピング種、ブルックス種、ランバート種及びレーニア種のさくらんぼ生果実に係る植物検疫の実施については、平成4年5月6日農林水産省告示第518号(以下「告示」という。)で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。
2 こん包及びこん包場所 (1) こん包 <u>告示6の(1)通気孔を設ける場合は、次のいずれかの方法によるものとする。</u> <u>ア 通気孔に網(孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。)が張られているこん包を使用すること。</u> <u>イ 生果実をこん包に収納する前にポリエチレン製の包装材料(通気孔を設ける場合は、孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。)で包み込んでいること。</u> <u>ウ こん包又は束ねたこん包全体が網(孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。)で覆われていること。</u>	2 こん包及びこん包場所 (1) こん包 <u>通気孔を設けた箱を使用してこん包する場合は、その箱に収納する前に生果実をポリエチレン製のこん包材料で包み込んでいること、又はその通気孔に網(孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。)が張られているものであること。</u>

改 正 後	現 行
(ア) 輸出植物検疫終了の表示 [様式略] (イ) 仕向地の表示 [様式略] 又は [様式略] 6 輸入検査 (1) [略] (2) <u>植物検疫証明書が添付されていない場合，告示5の植物防疫官による確認が行われていない場合，告示6の(3)の封印がなされていない場合，告示7の表示がなされていない場合，又はこん包が破損している場合には，当該生果実の廃棄又は返送を命ずるものとする。</u> [略]	(7) 輸出植物検疫終了の表示 [様式略] (注) 寸法は，おおむね，縦 3.5センチメートル，横 5センチメートルとする。 (4) 仕向地の表示 [様式略] (注) 寸法は，おおむね，縦3センチメートル，横15センチメートルとする。 又は [様式略] (注) 寸法は，おおむね，縦7センチメートル，横7センチメートルとする。 6 輸入検査 (1) [略] (2) <u>告示3の(3)の植物防疫官による付記がなされている植物検疫証明書が添付されていない場合，告示5の(3)の封印がなされていない場合，告示6の表示がなされていない場合，又はこん包が破損している場合には，当該生果実の廃棄又は返送を命ずるものとする。</u> [略]